

○ 服務規程

(服務の定義)

第1条 定義する服務規程とは、業務遂行にあたって従業員が遵守すべき義務や規則（規定・規程を含む）とする。

(規程の対象)

第2条 この規程はすべて従業員を対象とする。

(服務の義務・違反処分)

第3条 従業員は、入社時の「労働条件通知書」及び「雇用契約書」の定めるところにより、服務規程を遵守しなければならない。

2 服務規程の違反は「就業規則」の定めるところにより処分する。

(法令順守及び上司の命令に従う義務)

第4条 従業員は、その業務を遂行するについて、法令を遵守し、且つ、上司の業務上の命令に忠実に従わなければならない。

2 上司とは、従業員の業務上の直系の上位者として従業員を指揮監督する権限を有する者であり、以下に該当する者とする。

- 一 権限ある上司の発したものであること
- 二 命令を受ける従業員の「業務」の範囲内であること
- 三 手続・内容に客観的に明白な違法性がないこと

3 従業員は、自らの業務の権限を越えて、専断的な行為を行ってはならない。

4 他の従業員を教唆してこの規程に反するような行為や職場秩序や職場環境を乱すような行為をしないこと

(信用失墜行為の禁止)

第5条 従業員は、私生活や業務上の行為の如何を問わず、会社の信用を傷つけ、又は会社全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 会社の職位や業務上の立場を利用して、顧客、取引先及び他の従業員に対して、不正に金品等を要求し受領してはならない。又私事の理由で貸借関係を結ぶ等、私的な利益を甘受してはならない。

3 従業員同士で金銭の貸借をしてはならない。又従業員同士で金銭貸借時の保証人になりあってはならない。

(秘密を守る義務)

第6条 従業員は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2 前条の違反は「就業規則」及び「秘密保持兼競業避止等に関する誓約書」の定めるところにより処分する。ただし公益通報及び内部通報により、適正な通報対象事実である場合には処分しない。

(業務に専念する義務)

第7条 従業員は、使用者との契約又は上司が認める場合を除いては、その勤務時間及び業務上の

注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職位がなすべき責を有する業務にのみ従事しなければならない。

一 当事者としての罹災・事件事故時については会社への報告義務を有するものとするが、会社が認める期間において業務専念義務を免除する。

二 法令の定めにより、(1) 育児休業期間及び育児時間、(2) 休暇期間、(3) 健康断・医療機関受診の場合は業務専念義務を免除する。

(他の業務又は事務の関与制限)

第8条 従業員が報酬(謝礼や実費弁償を除く)を得て、別に副業・兼業を行う場合には、会社及び上司への報告、許可を要する。

一 以下の要件のいずれも満たす場合には、会社及び上司の許可を必要とする。

イ 労働の対価としての「報酬を得る」こと

ロ 「定期的又は継続的に従事する」こと

二 以下のいずれかに該当する場合には、会社及び上司の裁定により不許可とする。

イ 副業・兼業のため勤務時間をさくことにより、業務の遂行に支障が生ずると認められるとき

ロ 副業・兼業による心身の著しい疲労のため、業務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき

ハ 副業・兼業することが、信用失墜行為に該当するとき

ニ 副業・兼業しようとする従業員が会社と兼業先との間に、免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の特殊な関係があるとき

ホ 副業・兼業する事業の経営上の責任者となるとき

2 前条で規定しない無報酬又は単発で従事する場合であっても、その内容や態様において信用失墜行為や業務専念義務に抵触する副業・兼業は認めない。

(服務心得)

第9条 従業員は、次の各項を遵守し、服務に精励しなければならない。

一 職場の整理整頓に努め、気持よく勤務ができるように、常に職場の清潔を保つこと

二 他の従業員との円滑な交流に努め、よい人間関係の構築を心がけること

三 会社の内外を問わず、悪口、侮辱、流言、暴力など、他人に迷惑となる行為をしないこと

四 セクシャルハラスメントやパワーハラスメント、モラルハラスメントなどの行為により、他の従業員に不利益を与えないこと

五 会社に事前の許可なく、勤務時間中に政治・宗教・社会・勧誘活動、物品販売、文書配布、集会、演説、貼紙掲示、放送、募金、署名、その他これに類する業務に無関係の行為をしないこと

六 会社施設内で、賭博その他これに類する行為をしないこと

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、「規程等管理規程」による。

付 則

(適用期日)

第1条 この規程は、令和4年8月1日から適用する。